ACSES ニュースレター_２２８４号（2022 年 3 月 24 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車、水槽用サーモスタット付ヒーター)〈消費者庁〉
・非正規教員に賃金未払い　東海大浦安高に労基署勧告〈Web 報道〉
・「超勤をもらっているのにこの仕事ぶりなの」…部下にパワハラ、市職員を減給処分〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・古田商事株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉／「綿 100%」と不当表示　ウエス販売会社に行政処分〈新聞報道〉
・退職時の顧客情報持ち出し、無罪　津地裁「被告人脈と不可分」〈Web 報道〉
・全員「0 点」評価は恣意的、福井　教員再任用巡り賠償命令〈Web 報道〉
・成年年齢引下げに向けた若年者向け消費生活相談の受付について〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８０報）〈厚生労働省〉
[大震災対策]
・断水最大 7 万戸、耐震化が急務　宮城県事業の水道管損傷〈Web 報道〉
・日本海溝・千島海溝地震、注意呼びかけ情報どう出す　防災会議結論は〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申〈厚生労働省〉
[4] 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」の答申〈厚生労働省〉
[5] 健康安全
◇医療法施行令の一部を改正する政令（政令第 79 号）〈官報〉
[6] 医薬品
◇ワクチン開発司令塔を設置　実用化まで国内で迅速に〈Web 報道〉
[7] 廃棄物関係
◇ラベルないボトル飲料、続々登場　午後の紅茶も、法施行受け〈Web 報道〉
[8] 環境安全関係
◇土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境省令第６号）
◇汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（環境省令第７号）
◇鳥類の鉛汚染、5 羽に 1 羽　本州以南、規制へ初会合〈Web 報道〉
[9] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　１件
[10] その他省庁発表　　５件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

山葵（ワサビ）

［開催案内］　２件　　［開催記録、報告、資料等］　１件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：５件　　◇その他：２件
[付録]
◇アサリもマグロも…信用担保の「産地証明書」がただの“紙切れ”になる本末転倒<Web 報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車、水槽用サーモスタット付ヒーター)
＜消費者庁　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028032/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220323_01.pdf
特記事項:
・ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車のリコール(無償点検・改修)
・株式会社デュプラスが輸入し、ジェックス株式会社が販売した水槽用サーモスタット付ヒーターのリコール(回収・返金)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：10 件
（うち電動アシスト自転車１件、ＬＥＤランプ（電球型）２件、電気洗濯機１件、エアコン（室外機）１件、照明器具１件、自転車１件、水槽用サーモスタット付ヒーター１件、電気こたつ１件、電気ストーブ（オイルヒーター）１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
（うちバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）２件、ノートパソコン１件、電子レンジ１件、空気清浄機（加湿機能付）１件）

・非正規教員に賃金未払い　東海大浦安高に労基署勧告
＜共同通信　2022 年 3 月 22 日＞　https://nordot.app/878954918766968832?c=39546741839462401
非正規雇用の 20 代男性教員に未払い賃金があったなどとして、千葉県浦安市の東海大付属浦安高が船橋労働基準監督署（同県船橋市）から是正勧告を受けていたことが 22 日、分かった。勧告は 1 月 7 日付。男性が加入する労組「私学教員ユニオン」（東京）によると、他の私立高でも非正規教員が授業準備や部活動対応に費やした時間の未払いが問題になっている。
全国の私立高で約 4 割が非正規教員との推計もあり、労組は「氷山の一角だ」と指摘している。
同校の代理人弁護士は取材に勧告を受けたと認め「是正すべき点は是正していきたい」とコメントした。

・「超勤をもらっているのにこの仕事ぶりなの」…部下にパワハラ、市職員を減給処分
＜読売新聞　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220322-OYT1T50314/
京都市は２２日、部下にパワーハラスメントを行ったとして子ども若者はぐくみ局に所属していた課長級の男性職員（４３）を減給１０分の１（１か月）の懲戒処分とした。
発表では、職員は２０２０年９月頃～２１年６月、当時の部下３人に「超勤（時間外勤務手当）をもらっているのにこの仕事ぶりなのか」などの威圧的な発言や、感情的な叱責（しっせき）などをしたという。

複数の職員が仕事を休み始めたことから市が調査を始めて発覚。男性職員は「大変重く受け止め、反省している」と話しているという。

市は「服務規律を徹底し、市政への信頼回復に全力を挙げる」としている。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・古田商事株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

＜消費者庁　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027994/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms208_220323_01.pdf

消費者庁は、本日、古田商事株式会社に対し、同社が供給する「メリヤスウエス」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・「綿 100%」と不当表示　ウエス販売会社に行政処分

＜共同通信　2022 年 3 月 23 日＞　https://nordot.app/879282574501543936?c=39546741839462401

化学繊維が混ざった布きれ（ウエス）を「綿 100%」とうたって販売したのは景品表示法違反（優良誤認）に当たるとして、消費者庁は 23 日、埼玉県行田市の古田商事に再発防止命令を出した。

同庁表示対策課によると、対象商品は靴磨きや機械の清掃に使われる「メリヤスウエス」。全国のホームセンターや通販サイトで、1 袋 400 円前後で販売されていた。

古田商事は製造をバングラデシュの会社に委託し、包装に「環境に優しいリサイクル綿 100%」と表示して販売。処分予定の布きれを再利用した事実はあったが、実際には 100 袋のうち 3 割強にレーヨンやポリエステルが含まれていた。

・退職時の顧客情報持ち出し、無罪　津地裁「被告人脈と不可分」

＜共同通信　2022 年 3 月 23 日＞　https://nordot.app/879325864028684288?c=39546741839462401

勤務していた青果卸売会社の取引先の氏名や電話番号といった連絡先データを、退職時に会社貸与のスマートフォンから自身のスマホに移行させて営業秘密を持ち出したとして、不正競争防止法違反（営業秘密領得）の罪に問われた奈良県の男性被告 (52) に津地裁は 23 日「営業秘密に当たると認めることはできない」として無罪 (求刑罰金 50 万円) を言い渡した。

柴田誠裁判長は判決理由で、顧客情報には「被告人自身の人脈と不可分の情報が多分に含まれていた」と指摘。会社が退職後の情報利用を一切許さないことは「職業選択の自由に対する過度の制約になりかねない」と判断した。

・全員「0 点」評価は恣意的、福井　教員再任用巡り賠償命令

＜共同通信　2022 年 3 月 23 日＞　https://nordot.app/879313654077784064?c=39546741839462401

定年退職後の再任用を巡る面接で、面接官 3 人全員が「0 点」と評価し、不合格としたのは違法として、福井県立高の元教師の男性が県教育委員会に約 1012 万円の賠償を求めた訴訟の判決が 23 日、福井地裁であり、上杉英司裁判長は「恣意的な評価がなされた疑いがあり、裁量権の範囲を逸脱した」として約 711 万円の賠償を命じた。

判決によると、原告は美術科や特別支援学校の教員を務めた朝倉俊輔さん（64）。定年退職を控えた 2017 年 1 月に再任用選考の面接を受験。3 人の面接官全員が 0 点に当たる「E 評価」を付け、同年 2 月に不合格となった。

・成年年齢引下げに向けた若年者向け消費生活相談の受付について

＜消費者庁　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027991/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/local_cooperation_cms201_220323_01.pdf

消費者庁では、4 月 1 日施行の改正民法において成年年齢が引き下げられることを踏まえ、188(いやや)を通じた積極的な消費生活相談を呼びかけるとともに、若年者の相談を集中的に受け付ける「消費者ホットライン 18+(エイティーンプラス)」を期間限定で開設することといたしましたので、お知らせいたします。

消費者庁では、４月 1 日施行の改正民法において成年年齢が引き下げられることを踏まえ、１８８（いやや）を通じた積極的な消費生活相談を呼びかけるとともに、若年者の相談を集中的に受け付ける「消費者ホットライン 18＋（エイティーンプラス）」を開設します。４月１日（金）から３日（日）まで、下記のとおり消費者トラブルに関する相談を受け付けます。
これにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ってまいります。

記

●電話番号：０３－６４５０－６６３１
　　０６－４７９０－８１１０
（公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS））
※通話料有料。
※おかけ間違いにご注意ください。
●窓口開設日時：令和４年４月１日（金）～３日（日）
●相談受付時間：11 時～18 時＜土日祝日含む＞
●対象：若年者の消費者トラブル全般
●対象地域：全都道府県
※消費者ホットライン 188 では、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８０報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-mbrnFdQnlCrUyBY
１　自治体の検査結果
　小樽市、岩手県、宮城県、山形市、栃木県、千葉県、文京区、長野県、愛知県、名古屋市、京都市
　　※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
　　※ 基準値超過　なし

[大震災対策]

・断水最大 7 万戸、耐震化が急務　宮城県事業の水道管損傷
＜共同通信　2022 年 3 月 23 日＞　https://nordot.app/879087288012783616?c=39546741839462401
　震度6強を観測した地震で大規模断水が生じた宮城県事業分について、基幹的な水道管2カ所の損傷が要因で、うち一つは耐震化されていなかったことが 23 日、県への取材で分かった。16 日深夜の発生から 23 日で 1 週間。宮城、福島両県を中心に最大で約 7 万戸が断水し、一部で続く。同種水道管の「耐震適合率」は全国で 4 割にとどまり、対策の必要性が改めて浮き彫りとなった。
　宮城県の集計では地震で 18 市町の計約 3 万 7 千戸が断水。うち県事業が原因だったのは 6 市町で計約 3 万 2 千戸に上った。損傷した 2 カ所の水道管は敷設から 40 年以上が経過し、うち大崎市のものは耐震化されていなかった。

・日本海溝・千島海溝地震、注意呼びかけ情報どう出す　防災会議結論は
＜毎日新聞　2022 年 3 月 23 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220322/k00/00m/040/281000c
日本海溝沿いや千島海溝沿いで起きる巨大地震を巡り、内閣府の中央防災会議の作業部会が公表した防災対策に関する報告書は、想定される震源域やその周辺でマグニチュード（M）7 以上の規模の地震が起きた時、住民に注意を促す情報発信の必要性を示した。自治体に避難施設の整備を求めているが、財政面などの課題も多い。
「M7 以上なら」空振り覚悟
　今回の報告書で、情報発信については南海トラフ地震の「臨時情報」の仕組みを参考にした。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5nr3gEtMgky3TnxY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年３月 23 日版）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wl7TpG9opmiTahhY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-mbrnFdQnlCrXaBY
・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=XafV4D8TDDcM4zfPY
・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=jXcFMO_D3OfcM-YfY

◇マスコミ報道　見出し

・全解除地域で感染者数減少　東アジアの流行に警戒を
＜共同通信　2022 年 3 月 23 日＞　https://nordot.app/879354424160321536?c=39546741839462401

・英国で感染と入院、再拡大　法的規制全廃から 1 カ月
＜共同通信　2022 年 3 月 23 日＞　https://nordot.app/879265210722582528?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19
＜厚生労働省　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=XafV4D8TDDcM4wHPY
・第 77 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和 4 年 3 月 23 日）を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7nKHxhuYWr9I2vRY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wl7TpG9opmiTZxhY

・コロナワクチン３回目接種、１２～１７歳も　米ファイザー製で４月から―厚労省
＜時事ドットコム　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022032300701&g=soc
****

[3] 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申
～法定の歯科健康診断は、事業場の人数にかかわらず実施報告が義務づけられます～

＜厚生労働省　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3yVWg4Ty_fZhv_tNY

厚生労働大臣は、令和４年３月 23 日に、労働政策審議会（会長 清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問）に対し、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行い、この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、本日、同審議会より妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、令和４年 10 月１日の施行に向け、速やかに省令の改正作業を進めます。

省令改正案のポイント

１．歯科健康診断の実施報告に係る規定の改正

労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)に基づき、有害な業務（※）に従事する労働者に対して歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、法定の歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとする。

※労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 22 条第３項において規定

２．報告様式の改正

現行の定期健康診断結果報告書（安衛則様式第６号）から、歯科健康診断に係る記載欄を削除し、新たに「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（安衛則様式第６号の２）」を作成する。当該様式では従前により報告を求めていた事項に加え、法定の歯科健康診断対象労働者が従事する有害な業務内容等についても報告を求めることとする。

【別添１】諮問文

【別添２】答申文

【別添３】労働安全衛生規則の一部を改正する省令案概要

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000917590.pdf

****

[4] 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」の答申

＜厚生労働省　2022 年３月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=qVMg9fKEi4AXyYw7Y

厚生労働大臣は、令和４年３月 23 日に、労働政策審議会（会長 清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問）に対し、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行い、この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、本日、同審議会より妥当であるとの答申がありました。

本改正案は、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和３年７月 19 日公表）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書に基づき、労働安全衛生規則等における規定について、見直しを行うものです。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、関係省令の改正作業を進めます。

【本改正案の主なポイント（別添３参照)】

１．労働安全衛生規則関係

（１）リスクアセスメントが義務付けられている化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化

（２）化学物質のＳＤＳ（安全データシート）等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

（３）事業者が自ら選択して講ずるばく露措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること（加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること）や、皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること等の化学物質の自律的な管理の強化

（４）衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化

２．有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則関係

（１）化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外

（２）作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する作業環境の改善措置の強化

（３）作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合における有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）に関する特殊健康診断の実施頻度の緩和

３．施行日
公布日（一部令和５年４月１日又は令和６年４月１日施行）

【別添１】諮問文
【別添２】答申文
【別添３】本改正案概要
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000917509.pdf

****

[5] ***健康安全***

◇医療法施行令の一部を改正する政令（政令第 79 号）

［官報］ 令和４年３月 24 日　号外　第 61 号　５頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220324/20220324g00061/20220324g000610005f.html

あらまし
◇医療法施行令の一部を改正する政令（政令第 79 号）（厚生労働省）
１　高度な技能の修得のための研修を行う能力の確認に係る手数料の額は、三万三、〇〇〇円とすることとした。（第一五条関係）
２　この政令は、令和六年四月一日から施行する ことととした。

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御　名　　御　璽
令和４年３月 24 日　　内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　　松野　博一

政令第 79 号
医療法施行令の一部を改正する政令
内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十一条第一項の規定に基づき、この政令を 制定する。
医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。
（高度な技能の修得のための研修を行う能力の確認に係る手数料）
第十五条　法第百二十一条第一項の政令で定める手数料の額は、三万三千円とする。 附則 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

生労働大臣　　後藤　茂之
内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　　松野　博一

****

[6] ***医薬品等***

◇ワクチン開発司令塔を設置　実用化まで国内で迅速に
＜共同通信　2022 年３月 22 日＞　https://nordot.app/878933274637680640?c=39546741839462401
内閣府は 22 日、国のワクチン開発の戦略を決める司令塔となる「先進的研究開発戦略センター」を設置した。感染症の大流行が起きた際に、国内でワクチンの開発から実用化まで迅速に進められる体制をつくるのが目標。国内外から最新の研究に関する情報を集めつつ、研究機関や企業の開発を支援する。
新型コロナでは、欧米の企業が「メッセンジャーRNA」という新技術を使ったワクチンを早期に実用化した。ワクチンは医薬品の中でも開発費用や大規模な臨床試験の実施など困難が多く、企業が投資をためらってしまう。政府は、平時から開発や生産体制の整備を支援する仕組みが必要と考えた。

****

[7] ***廃棄物関係***

◇ラベルないボトル飲料、続々登場　午後の紅茶も、法施行受け
＜共同通信　2022 年３月 23 日＞　https://nordot.app/879279683180494848?c=39546741839462401
キリンビバレッジは 23 日、主力ブランド「午後の紅茶」の無糖商品にラベルがないペットボトルを取り入れる

と発表した。4月1日には、企業にプラスチックの使用削減を促す「プラスチック資源循環促進法」が施行される。環境保護の機運が高まる中、飲料各社は「ラベルレス」の販売を進めている。

キリンの商品は箱入りのまとめ買い用で、商品名や原材料は箱に記載。5月24日からネット通販限定で販売する。ラベルをなくしたコーヒーも発売し、両商品で年間約4.5トンのプラ削減を見込む。

新型コロナ禍で在宅時間が増え、容器のデザインを気にせずまとめ買いする人が増えたことが追い風となった。

****

[8] ***環境安全関係***

◇土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境省令第６号）

［官報］ 令和4年3月24日 号外 第61号 30頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220324/20220324g00061/20220324g000610030f.html

環境省令第６号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四条第一項の規定に基づき、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和4年3月24日　　環境大臣　　山口　壯

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出） **第二十三条**　（略） ２　前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、<u>登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面</u>	（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出） **第二十三条**　（略） ２　前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、<u>当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書</u>

附　則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

◇汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（環境省令第７号）

［官報］ 令和4年3月24日 号外 第61号 30～32頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220324/20220324g00061/20220324g000610030f.html

〇環境省令第７号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第三項第一号並びに第二十三条第一項ただし書及び第三項の規定に基づき、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

「改正後」

（汚染土壌処理業の許可の基準）

第四条　法第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　汚染土壌処理施設に関する基準

イ～チ　　（略）

リ　浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排出水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

⑴　排水口における排出水の水質を次に掲げる基準（以下「排出水基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(ｲ)・(ﾛ)　（略）

⑵　（略）

ヌ　排出水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

⑴　排水口における排出水の水質を下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第九条の四第一項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合においては、当該水質の基準を含む。以下「排除基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

⑵　（略）

ル～ワ　（略）

二　（略）

（許可を要しない汚染土壌処理業に係る軽微な変更）

第九条　法第二十三条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一　申請書に記載した種類の変更

二　申請書に記載した構造（当該構造について法第二十三条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）の変更であって、次のいずれかに該当するもの

イ　次の出から閇までに掲げる変更

⑴　浄化等処理施設のうち浄化を行うための施設にあっては、浄化設備に係る変更

⑵　浄化等処理施設のうち溶融を行うための施設にあっては、溶融設備に係る変更

⑶　浄化等処理施設のうち不溶化を行うための施設にあっては、反応設備に係る変更

⑷　セメント製造施設にあっては、熱処理設備に係る変更

⑸　埋立処理施設にあっては、遮水構造、擁壁又はえん堤に係る変更

⑹　分別等処理施設にあっては、異物除去設備又は含水量調整設備に係る変更

⑺　自然由来等土壌利用施設に係る変更

ロ　悪臭の発散又は騒音若しくは振動の発生に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く。）

ハ　浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排出水を公共用水域に排出する場合には、排出水基準の適合に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く。）

ニ　排出水を排除して下水道を使用する場合には、排除基準の適合に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く。）

ホ　浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、排出口から大気に排出される第四条第一号ヲ⑴から⑹までに掲げる大気有害物質の許容限度への適合に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く。）

三　申請書に記載した処理能力（当該処理能力について法第二十三条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。）の増大

四　申請書に記載した特定有害物質による汚染状態の変更

様式第三（第十一条第一項関係）　　*―省略―*

附　則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

――――――――――

◇鳥類の鉛汚染、5 羽に 1 羽　本州以南、規制へ初会合

＜共同通信　2022 年 3 月 22 日＞　https://nordot.app/878940070605357056?c=395467418394624 01

本州以南で死ぬなどしていたオオワシなどの猛禽類と水鳥の体内を検査し、長期的に分析したところ、5 羽に 1 羽の割合で鉛汚染が確認されていたことが 22 日、環境省の調査で分かった。狩猟で使われる鉛製銃弾を小石と間違えてのみ込んだことなどが原因とみられ、環境省は同日、有識者検討会の初会合を開き、鉛製銃弾の規制に向けた議論を本格化させた。

環境省によると、鉛汚染には、血液や肝臓内の鉛濃度が高い「鉛中毒」と、鉛濃度が低い「鉛暴露」がある。北海道では 1990 年代以降、鉛中毒により猛禽類が死んでいるのが数多く確認され、既に鉛弾の使用と所持が原則禁止されている。

****

[9] *調査、公募、意見募集等*

[公募、意見募集等]

◇令和 4 年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業～インド太平洋地域等との大学間交流形成支援～」の公募について

＜文部科学省　2022 年 3 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/age5ac4Ykf3154b0

****

[10] *その他省庁発表*

◇東北電力管内の需給ひっ迫警報は解除します。東京電力管内は明日 3 月 23 日（水曜日）も 電力需給が厳しいため節電へのご協力をお願いします。【需給ひっ迫警報（第 3 報）】

＜経済産業省　2022 年 3 月 23 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220322013/20220322013.html?from=mj

◇東京電力管内の需給ひっ迫警報を解除します【需給ひっ迫警報（最終報）】

＜経済産業省　2022 年 3 月 23 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220323004/20220323004.html?from=mj

---

◇コンクリートの付着に対する許容応力度を定める件（農林水産省・国土交通抄告示第 1 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 24 日　本紙　第 700 号　5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220324/20220324h00700/20220324h007000005f.html

〇農林水産省・国土交通省告示第 1 号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年鴎づパ皿皿令第六号）第十一条第一項第二号ただし書の規定に基づき、コンクリートの付着に対する許容応力度を次のように定める。

令和 4 年 3 月 24 日　　農林水産大臣　　金子原二郎

国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

コンクリートの付着に対する許容応力度を定める件

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第十一条第一項第二号ただし書に規定する異形鉄筋として異形棒鋼又は再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、次のとおりとする。

一　長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、平成十二年五月三十一日建設省告示第千四百五十号（コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件）第一第一号に定める数値とする。

二　短期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、前号に定める数値の三倍の数値とする。

附　則

この告示は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

許容付着応力度（きょようふちゃくおうりょくど）とは、建築では主に「コンクリートが、どのくらいまで付着応力度を許容できるか」示す値です。 例えば許容付着応力度＝1.6N/m ㎡（長期）のとき、コンクリートに生じ

る付着応力度が 1.4N/m ㎡なら OK ということです。
http://kentiku-kouzou.j

◇令和２年度の公共建築物の木造率について
＜農林水産省　2022 年３月 23 日＞　https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/riyou/220323.html
林野庁は、令和２年度の公共建築物の木造率を試算しましたので、お知らせします。
今般、令和２年度に着工された公共建築物について、木造率の試算を行った結果、公共建築物全体の木造率は、前年より 0.1％上昇し、13.9％となりました。

◇大学名等の変更届出一覧（令和３年度届出分）
＜文部科学省　2022 年３月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/age5ac4Ykf3154bM

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・ヒト受精胚等へのゲノム編集技術等を用いる研究に関する 合同会議（再設置：第１回）の開催について
　　３月 30 日
＜文部科学省　2022 年３月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/age5ac4Ykf3154bF
1. 合同会議の開催について
2. 総合科学技術・イノベーション会議報告（第三次報告）について
3. 指針の見直しについて
4. その他

・令和３年度学校法人監事研修会
＜文部科学省　2022 年３月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/age5ac4Ykf3154bN
1. 学校法人監事研修会について
　文部科学省では、毎年、学校法人制度上位置付けられた評価システムである監査を担う立場にある監事を対象に、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に資するため、学校法人監事研修会を開催しております。
　令和3年度の監事研修会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンデマンド配信にて開催させていただきます。
　なお、掲載については期限がございますので、お早めに御視聴ください。
（1）新任監事対象　2021年9月30日にオンデマンド配信開始
　　（視聴期限；2022年5月31日まで）
（2）全監事対象　　2022年3月23日にオンデマンド配信開始
　　（視聴期限；2022年5月31日まで）
2. 研修内容
（1）新任監事対象
　※それぞれのリンクをクリックして動画（YouTube）をご視聴ください。
　　資料は当ページ下の「3. 資料」からダウンロード頂けます。
・監事研修会の開催にあたって
赤岩　寛之（文部科学省高等教育局私学部参事官付参事官補佐）
「監事研修会の開催にあたって」（YouTubeへリンク）
・私学行政の現状と課題等について　（新任監事向け）
平尾 英里（文部科学省高等教育局私学部参事官付総括係長（併）法人改革支援係長）
「私学行政の現状と課題等について」（YouTubeへリンク）
・学校法人制度の概要及び私立学校法の改正について
相原 康人（文部科学省高等教育局私学部私学行政課課長補佐）
「学校法人制度の概要及び私立学校法の改正について」（YouTubeへリンク）

・学校法人会計基準について
金野 綾子（文部科学省高等教育局私学部参事官付専門職）
「学校法人会計基準について」（YouTubeへリンク）
・日本私立学校振興・共済事業団の概要
日本私立学校振興・共済事業団総務部総務課
「日本私立学校振興・共済事業団の概要」（YouTubeへリンク）
(2) 全監事対象
※それぞれのリンクをクリックして動画（YouTube）をご視聴ください。
資料は当ページ下の「3. 資料」からダウンロード頂けます。
・有識者による講演
「学校法人における監事監査の留意点について」
＜講師＞大橋　玲子氏（監査法人八雲代表社員・会長　国立大学法人東京農工大学監事　独立行政法人日本スポーツ振興センター監事　大学設置・学校法人審議会学校法人分科会特別委員　他）
「学校法人における監事監査の留意点について」（YouTubeへリンク）
・日本私立学校振興・共済事業団による説明「データでみる私立大学経営－変化する経営環境への対応－」
「データでみる私立大学経営－変化する経営環境への対応－」（YouTubeへリンク）
3. 資料　　―省略―

[開催記録、報告、資料等]
・第146回労働政策審議会安全衛生分科会（資料）　　３月23日
＜厚生労働省　2022年3月23日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6nb7jEdAjkC7TXBY
議題：
（１）労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱等について（諮問）
（２）労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）
（３）労働安全衛生規則等の一部を改正する省令について
（４）石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の改正について
（５）その他
資料：
資料１－１　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱
資料１－２　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案概要等
資料２－１　労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱
資料２－２　労働安全衛生規則の一部を改正する省令案概要
資料３　個人事業者等の保護に関する労働安全衛生規則等の改正事項（追加分）
資料４　石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者改正概要
****

[12] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内50例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2022年3月23日＞　https://www.env.go.jp/press/110835.html
・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内54例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2022年3月23日＞　https://www.env.go.jp/press/110833.html
・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内59例目）
＜環境省　2022年3月23日＞　https://www.env.go.jp/press/110832.html
・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内58例目）
＜環境省　2022年3月23日＞　https://www.env.go.jp/press/110830.html

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 3 月 23 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220323.html
---

◇*その他*
・大学「飛び入学」者に高卒資格　人材育成へ利用者増を期待
＜共同通信　2022 年 3 月 23 日＞　https://nordot.app/879172351298158592?c=39546741839462401
　文部科学省は、高校から大学に「飛び入学」した学生に高校卒業資格を認める制度を創設する。高校 2 年修了後に中退して入る形になるため、現在は進路変更などで大学を中退した場合は最終学歴が中学卒業となり、飛び入学の活用が進まない一因とされていた。省令を改正し、4 月から実施する。
　認定は（1）高校で 50 単位以上の取得（2）大学で 16 単位以上の取得（3）単位の分野が著しく偏っていない―が基準。飛び入学者本人の申請を受け、高校や大学の関係者らで構成する審査委員会が可否を審査し、文科相が認定する。

・開学間近の大阪公立大、病院長人事で内紛　異例の再選考へ
＜毎日新聞　2022 年 3 月 22 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220322/k00/00m/040/282000c
　大阪市立大と大阪府立大が統合して 4 月 1 日に誕生する大阪公立大で、医学部付属病院の院長人事を巡り内紛が起きている。大学の運営法人は院内の選考会議が推薦した候補者を新院長に任命せず、22 日、病院側に再選考を文書で依頼した。大学病院長の人事で法人側が選び直しを求めるのは異例。「府市連携」の看板政策である公立大は、地域貢献の柱となる付属病院のトップが決まらないまま、開学の日を迎えることになる。
　院長人事は、院内の選考会議が推薦する人物を法人理事長が任命する仕組み。選考会議は市大医学部教授ら院内の 4 人と、大阪府医師会長ら外部 3 人の計 7 人で構成される。荒川哲男・市大学長（3 月末で学長を退任予定。元市大医学部長）ら 4 人が立候補（後に 2 人が辞退）し、1 月 31 日に荒川氏が選ばれた。
「ガバナンス上、良くない」
　ところが、大学を運営する「公立大学法人大阪」の西沢良記理事長は「学長が病院長になるのは天下り的な人事で、大学のガバナンス（組織統治）上、良くない」との理由で院内の選考結果を認めず、再選考を求めた。西沢理事長は市大の医学部長と学長を歴任し、2019 年から法人理事長を務めている。西沢理事長は取材に「再選考の依頼は苦渋の選択。新しい大学の将来に禍根を残したくなかった」と語った。
　法人によると、選考会議で決めた人物が任命されないのは過去に例がなく、当面は院長代理が置かれる。選考会議議長の河田則文・市大医学部長は「実績などで圧倒的な差があり、荒川氏を選んだ。規定通りに選考をしたのに認めないのは強引で筋が通らない」と反論し、今後、第三者委員会を設置して理事長の対応について検証する考えを示した。
「独立性侵害された」
　今回の院長人事を巡っては、院内の選考会議と法…
****
[付録]
◇アサリもマグロも…信用担保の「産地証明書」がただの“紙切れ”になる本末転倒
＜DIAMOND online　2022 年 3 月 23 日＞　https://diamond.jp/articles/-/299751
業者が発行する「産地証明書」は安易に信用してはいけない――。それが、熊本県産アサリ産地偽装問題の教訓である。大手スーパーや外食チェーンは食材の納入業者に産地証明書の提出を求めるが、証明書自体の信頼が揺らいでいる。しっかりした裏付けのない産地証明書は紙切れにすぎず、当てにし過ぎると思わぬ落とし穴にはまってしまうかもしれない。（経済ジャーナリスト　樫原弘志）
出荷業者が発行する「産地証明書」は　どこまで信用できるのか
　手元に 2021 年 8 月のある日、青森県大間町の水産会社が発行した大間産クロマグロ（以下マグロ）の産地証明書の写しがある。宛先は静岡市中央卸売市場の卸会社だ。そこにはこう書かれている。
「貴社に対して販売しました黒マグロは、津軽海峡大間沖にて水揚げされました大間産マグロであることを証明いたします」

水揚げ日、漁船名、漁業者氏名、重量、漁法、そして最後に出荷者であるその水産会社の名前と代表者の氏名を記して会社印を押している。

大間には漁業協同組合以外にマグロを出荷する民間業者が数社ある。その全てを確認したわけではないが、複数の業者のものを見たところ、書式は異なるものの、出荷したマグロが「大間沖」で獲れたことを証明するという内容は共通している。

わざわざ産地を証明する書類が必要とされるのは、大間のマグロは他の産地のマグロよりも高い値段で取引されるのが通例であり、産地偽装に悪用されるリスクがあるからだ。

買い手である小売店、飲食店は証明書があれば、店頭で産地を表示し、安心して宣伝できる。万が一、違う産地の商品を扱っていたとしても「出荷者を信用していた」と釈明し、責任を転嫁する理由になる。

とりわけ株式を公開している大手の量販店、外食チェーンからは法令順守を徹底する目的からか仕入れ業者に対する「産地証明」の要求は強いようだ。

冒頭に紹介した大間マグロの産地証明書は、回転ずしのスシローを傘下に持つ外食大手、FOOD&LIFE COMPANIES（フード・アンド・ライフ・カンパニーズ、以下、フード社と略）にもコピーが渡っているはずだ。マグロを静岡市の水産卸会社から大阪の仲卸会社などを経由してフード社が仕入れたとみられるからだ。

しかし、産地の出荷業者の手作りといっていい体裁のこうした産地証明書がどこまで信用できるというのだろうか？

スシローが静岡から大量調達　不正漁獲物であれば証明書は無意味

静岡の卸売市場では昨年９月、月間約 30 トンもの大間産マグロが出荷された。地方都市の卸売市場での扱い量としては極端に多い数量で、値段も東京・豊洲市場の相場の半値以下だった。

水産庁は漁獲の未報告を疑い、青森県と大間漁協に調査を求めた。大間の民間業者２社が静岡の卸会社に販売を委託したもので、大間漁協が報告を受けていない漁獲物が相当量あったとみられる。青森県にせかされて漁協は地元の出荷業者にも聞き取りを行った。

青森県も 12 月下旬に担当職員を漁協に派遣して、ヤミ漁獲が疑われる漁業者を個別に呼び出し、出荷業者立ち会いの下、事情聴取したが、いまだ全容解明に至っていない。

筆者にもたらされた匿名の情報をもとに取材を進めていくと、どうやら静岡の卸会社から仕入れたのは大阪の仲卸会社で、もう１社を間に立ててスシローに納入されたことが分かってきた。

そこで３月 11 日、スシロー運営会社の親会社であるフード社に問い合わせたところ、同社の広報担当から同 15 日に電話で「取引先を含めて確認を進めている。マグロが漁獲枠内かどうかの確認には時間がかかっているが、重要な問題なので当社のホームページで公表した」との連絡を受けた。

スシローは２月下旬から３月上旬にかけて全店舗（634 店）で「絶対王者スシローの鮪」フェアを開催し、その一環として大間のマグロを初めて全国販売した。静岡市場で取引されたマグロも冷凍保存して、今回のフェアに使われたようだ。

大間のヤミ漁獲問題は 11 月頃からメディアでも報道されており、フード社のマグロ担当バイヤーも当然、漁獲未報告のリスクを感じたはずだ。にもかかわらず、静岡市場出荷から半年経過する３月になってもなお漁獲報告を完了したかどうか確認していなかったとは驚きである。

太平洋クロマグロは国際的な資源管理対象で、日本でも漁獲量の上限が決められている。大間のマグロも太平洋クロマグロであり、獲った人は青森県を通じて漁獲量を国に報告しなければならない。報告をごまかせば罰金か懲役刑に処せられる。

漁獲報告をごまかしていれば違法マグロである。調査の結果は別として、フード社の法令順守姿勢は中途半端なものだったと言わざるを得ない。

フード社は、「お知らせ」の中で、同社が扱う食材の素性（産地）については取引先からの報告・証明書を持って確認しているとし、フェアで扱ったマグロは大間産であることを確認済みだと説明している。

しかし、漁獲あってこその表示であって、優先順位を間違えてはいけない。産地の表示が正しくても不正漁獲物であれば、証明書をもらっても何の役にも立たないはずだ。

民間業者の産地証明書の信用は　「大間まぐろ」ラベルに劣る

そもそも、大間では 2007 年に大間漁業協同組合を権利者として登録した地域団体商標「大間まぐろ」のラベル

が定着している。「青森県下北半島大間沖で漁獲されるまぐろ」が商品の定義であり、組合員なら誰でも利用することができる。

漁業者が大間漁協の岸壁で水揚げしたマグロであれば、直ちに漁協が計量して水揚げの記録を作成し、漁協は漁業者から委任された立場で漁業者ごとの漁獲実績を青森県庁に報告する。そうしたマグロには大間産の証明である「大間まぐろ」の商標ラベルを貼って出荷する。

漁協はニセモノを排除するため、ラベルに通し番号を振って管理している。「大間まぐろ」ラベルは、いわばそのマグロが大間産であることを示す地域公認の証明書なのだ。

商標ラベルを貼った後、漁業者はマグロの販売を漁協系統の青森県漁業協同組合連合会に委託することもできるし、地元の民間出荷業者を選択することもできる。大間漁協は出荷先の求めに応じて、漁獲日、原産地、漁船名とともに商標ラベルの通し番号を記載した証明書（くろまぐろ漁獲方法等漁獲起源報告書）も出す。そうした実情を考えるとき、水揚げの確認、漁獲報告という裏付けが必ずしも十分ではない民間出荷業者の産地証明書の信用は劣るとみておくべきだ。

今年２月に在任中に病気で亡くなった大間漁協の坂三男組合長はマグロ漁獲の未報告、つまりヤミ漁獲・ヤミ出荷を防ぐため、東京・豊洲など主要な卸売市場を回って「大間まぐろのシールを貼っていない大間産のマグロを見かけたら漁協に連絡してほしい」と呼び掛けていた。民間業者による産地証明書しかない場合、ヤミ漁獲や産地の偽装を疑ったほうがいいくらいかもしれない。

情報公開により産地証明の信頼回復　熊本県産アサリが進める対策の中身とは

産地証明書のいかがわしさは、熊本県産を偽装したアサリの大量流通問題を見れば明らかである。中国からアサリを輸入した業者は、アサリを出荷する前に、伝票上で「外国産」から「国産」に書き換えていた。

その結果、今年２月、熊本県産アサリの産地偽装を疑った農林水産省の実態調査で、熊本県産として流通するアサリの 97％に外国産アサリが混入していると指摘された。信用を回復するための対策の一環として、熊本県は県産アサリの出荷を２カ月ほど停止せざるを得なくなった。

架空の会社などを間に挟むなどして不正が露見しにくい工作をする業者もいたようだが、比較的単純な偽装工作がまかり通ったのは、アサリの漁獲情報や入札情報などが一般にあまり周知されず、消費者が流通の実情を知る機会が乏しかったからだ。

熊本県は今年４月の出荷再開、６月の本格出荷開始をにらんで、熊本県産アサリブランド再生協議会で対策を検討している。県漁連による認定工場、県による認証モデル販売協力店制度の創設に加え、QR コードを利用して流通業者、消費者がスマートフォンで手軽にアサリの産地を確認できる生産・流通の履歴管理システムを段階的に作り上げていく予定だ。

QR コードには、入札時に漁協名、水揚げ日、出荷量、出荷日を盛り込み、流通段階に応じて流通業者や小売店名も加えていく。

熊本県ではこれまでも頻繁にアサリの産地偽装が発覚していたが、漁業所管部門と食品表示所管部門との情報共有が不十分で、原産国で育った期間より熊本での蓄養期間が短いのに熊本県産として出荷される偽装に歯止めをかけることができなかった。

漁獲情報公開とデジタル技術を使った「見える化」が進むことで産地証明書の信頼性も増し、偽装も簡単に見破ることができるようになるはずだ。

アサリにできることなら、単価がより高いマグロでもできないはずはない。記載された内容が正しいと確認できるような情報が提供されなければ、産地証明書はただの紙切れである。

スシローが漁獲枠内のマグロかどうかの確認を始めたと発表した翌日（3 月 16 日）、ライバルの「くら寿司」はホームページ上で同社が調達した大間産マグロ 165 本分の証明書を全て公開した。いずれも大間漁協による証明書（漁獲方法等漁獲起源報告書）だ。

まるでスシローを挑発するかのような発表だが、実のところ漁協が管理する「大間まぐろ」の場合でも、大間沖以外の場所で漁獲されたり、大間以外の場所で水揚げされたりしたものにも商標ラベルが貼付されているという情報が飛び交っている。

大間漁協は商標ラベルをどのような基準、手順に基づいて漁業者に渡しているか、口をつぐんでメディアからの問い合わせにも回答を渋っていて、漁協の証明書であっても裏付けとなる情報の確認が必要な点は残されてい

るのだ。

　産地偽装に悪用されるリスクを排除するためにも、漁協には漁獲量や水揚げ地、出荷先などに関する情報を積極的に公開していく姿勢が求められるだろう。

********** 以上 **********